

# 資料 6

**精神保健判定医、精神保健参与員、鑑定医関係**

# 精神保健判定医、精神保健参与員の推薦

精神保健判定医：精神保健審判員・鑑定医として必要な学識経験を有する医師

・精神保健審判員：審判において裁判官と共に合議体を形成し、対象者の処遇を決定

・鑑定医：審判手続きにおいて対象者の精神障害の有無、医療の要否を鑑定

精神保健参与員：審判において精神保健福祉の観点から必要な意見を述べる者

各々、予め厚生労働大臣が作成した名簿の中から、各事件毎に裁判所が任命(指定)

## 今後の進め方

7月 9日 判定医・参与員に係る名簿登載の推薦基準を提示(推薦依頼)

8月31日 各都道府県は、各指定医・精神保健福祉士の同意の上、名簿に登載すべき候補者を推薦し厚生労働省に提出

10月以降 研修の実施(全国主要都市で開催)

厚生労働省(本省と地方厚生局の分担は別途整理)は、被推薦者から文書による同意を得て、名簿を作成し、最高裁判所等へ送付。